

PAG Renewables 合同会社
代表社員職務執行者 CEO ジェームス・ビュフォード 様

栃木県知事 福田 富一

(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和 6 (2024) 年 6 月 13 日付け貴社から意見照会のありました標記の計画段階環境配慮書 (以下「配慮書」という) について、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号) 第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べますので、これらの意見を十分に踏まえた環境影響評価方法書 (以下「方法書」という) を作成してください。

記

第 1 総括事項

- 事業の実施に当たっては、必要に応じて専門家の助言を仰ぎながら、最新かつ正確な情報を用いた調査を行い、得られた結果の適切な予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うことで、環境への負荷を回避・低減するよう、事業計画を策定すること。
- 配慮書は計画熟度が低いことを理由に、工事の実施に伴う環境影響を評価の対象としていないが、今後の手続きに当たっては、太陽電池発電所の設備等の構造・配置、機材搬入路等を含めた具体的な工事計画を明らかにした上で、必要な評価項目の選定や調査手法の決定を行い、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- 周辺住民への説明会等については、実施時期及び実施方法を事業計画に記載し、「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電) (平成 29 年 3 月 資源エネルギー庁)」及び「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針 (平成 30 年 2 月 栃木県)」を参考に、周辺住民に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行った上で、周辺住民からの意見を聴き、相互理解の促進に努め、環境保全の観点からよりよい事業計画にしていくこと。

- ・本県では、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ(令和4年3月栃木県)」において、「地域と調和した再エネの導入」や「エネルギーの地産地消の推進」を掲げていることから、配慮書に事業の目的として記載のある「太陽電池発電事業を通じて地域活性化への貢献および地域との共存」について具体的に検討すること。
- ・インターネットによる環境影響評価図書の公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくこと等により、利便性の向上に努めること。

第2 個別事項

(1) 大気質

- ・工事の実施によりNO_x、粉じん等による影響が懸念されることから、トラックの台数や種類、運行経路などを踏まえて評価を行うとともに、低公害型の重機等を使用するなど、周辺環境への影響に配慮すること。

(2) 騒音・振動

- ・工事の実施により騒音・振動による影響が懸念されることから、トラックの台数や種類、運行経路などを踏まえて評価を行うとともに、低公害型の重機等を使用するなど、周辺環境への影響に配慮すること。
- ・パワーコンディショナー等の設置場所によっては、周辺環境に影響を及ぼす可能性があるため、敷地境界から離す等配慮すること。
- ・敷地境界から約140mの場所に、障害者総合支援法第5条第17項に定める共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という）が存在しており、入居する障害者の障害特性によっては、音に敏感な方もいるため、パワーコンディショナー等から生じる騒音・振動について配慮すること。

(3) 水質

- ・周辺の農業水路等に生息している生物にも影響がある可能性があるため、事業区域周辺も含め、水質についてよく確認すること。
- ・水の濁りについて、「事業実施想定区域内の既存の池または新設の調整池を活用し、排水システムを十分に機能させる計画であることから、周囲の水環境に与える水の濁りの影響は限定的」であるため選定項目から除外しているが、どのように排水システムを十分に機能させる計画であるか具体的に記載すること。
- ・雨水がどのように流れているか把握した上で、現状の排水機構が太陽光パネル設置後の雨水流出量の排水に十分耐えうるかよく確認し、容量がオーバーするようであれば、十分な対策を行うこと。なお、調整池の増強による対応を行う場合には地下水の水位等に影響を与える可能性も考慮の上、対応を検討すること。
- ・災害級の大雨などを想定し、調整池や排水機能に余裕を持った対策を検討すること。
- ・太陽光パネル設置により事業実施想定区域から流出増が見込まれるため、下流水路及び流出先の一級河川の流下能力に応じた許容放流量のみの排水となるよう対策を検討すること。

(4) 地質

- ・将来の災害を予防するため、現状のゴルフ場の地形だけではなく、ゴルフ場造成前の原地形及び地質の状況を把握すること。

(5) 動物・植物・生態系

- ・事業実施想定区域において、生態系の上位にある種、あるいは希少な種、典型的な種等（動植物の普通種、外来種及び猛禽類を含む）について、場内の林地だけでなく池も含めて、通年調査すること。なお、ゴルフ場の池は、冬季になると水鳥が集まることもあるため留意すること。
- ・猛禽類が営巣するときは工事を避けること。
- ・低反射型の太陽光パネルを水面と見間違え、水鳥が飛び込む事例や昆虫が産卵して繁殖が損なわれる可能性があるため、反射光と鳥類及び昆虫の関係を考慮の上、影響が少ないパネルを選定すること。
- ・太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（令和3年6月環境省大臣官房環境影響評価課・経済産業省産業保安グループ電力安全課）において、「ゴルフ場跡地については地形改変及び施設の存在に係る動物・植物への影響」について、評価項目として選定しないことが可能である旨記載されているが、既存資料の収集、専門家等への聴き取り、現地踏査等による確認を行い、評価項目として選定することについても検討すること。
- ・方法書において、植生の管理について、太陽光パネル直下も含めて敷地全体の管理を誰がどのように行うか記載すること。なお、施設周辺の雑草の繁茂への対策について、薬剤の使用など、その方法によっては周辺水域の水質や農作物などの周辺環境への影響が生じる場合があるため、環境に配慮した防草方針を含めた適切な維持管理方法を検討し、影響がないよう努めること。
- ・太陽光パネル設置による生物多様性や周辺地農業への影響について、専門家等の意見を踏まえ、調査や予測及び評価を行い、影響の回避に努めること。
- ・工事開始前の期間を含め、獣害の原因となるイノシシ等の拠点となるなど、周辺の農地に影響がないよう事業用地の管理等に配慮すること。

(6) 反射光

- ・反射光のシミュレーションについて、民有地の樹木が伐採される等、樹林の配置が変わる場合があるので、遮蔽の有無を比較できるように予測すること。
- ・シミュレーションの際には、温度等の光度以外の影響についても評価すること。
- ・住宅や保全対象施設に反射光による悪影響を及ぼさないよう措置を講じること。
- ・敷地境界から約140mの場所にグループホームが存在しており、入居する障害者の障害特性によっては光に敏感な方もいるため、太陽光パネルからの反射光について配慮すること。

(7) 廃棄物

- ・使用済太陽光パネルについては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年環境省）を参考に、リユース・リサイクルを考慮すること。

(8) その他

- ・ 工事区域内及び周辺に農業用の作業道等が存在する場合は、通行が阻害されるなど、周辺の農業者に影響がないよう配慮すること。
- ・ 近傍に住居等も存在しているため、工事車両の安全対策について配慮すること。
- ・ 機材搬入ルートを選定にあたっては、事業地の北側を走る町道 33-1 号大平北中線（グリーンコリドール）は交通量が多いことに鑑み、周辺住民への影響が少なくなるよう配慮すること。